

令和2年12月

所属長 各位

医学部・附属病院事務局庶務課長
(人事給与制度担当・内線：2721～2)

大阪市立大学医学部附属病院就業規則の改正及び大阪市からの派遣職員から引き続き法人職員となる者の職務の級及び号給の決定要領の制定について（通知）

標題の件について、下記のとおり改正及び要領を制定しましたので、貴所属の職員に周知していただきますようお願いします。

記

1. 改正する規則等

- (1)大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程
- (2)大阪市立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程
- (3)（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員給与規程
- (4)（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程
- (5)（旧）大阪市立大学医学部附属病院職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程

2. 制定する要領

- (1)大阪市からの派遣職員から引き続き法人職員となる者の職務の級及び号給の決定について

3. 改正内容

別添「新旧対照」のとおり

4. 施行日

令和2年12月1日

5. その他連絡事項

大阪市立大学医学部附属病院職員就業規則等及び運用は下記に掲載します。

【医学研究科ホームページ】

ホーム>学内手続き>教職員の方へ>人事担当からのお知らせ

【電子カルテシステム】

院内情報 Web>ライブラリ>庶務課

以上